

## 館内設備

施設：ホール、会議室、第1楽屋、第2楽屋、第3楽屋

付属設備：放送設備、舞台照明、ピンスポットライト、ピアノCFⅢ、音響反射板  
冷房設備（ホールおよび楽屋）、暖房設備（ホールおよび会議室/楽屋）

## 使用料

（江刺体育文化会館条例第9条）

使用区分	使用料					
	午前9時から			午後1時から		午後6時から
	午後1時まで	午後6時まで	午後10時まで	午後6時まで	午後10時まで	午後10時まで
ホール①	9,900円	23,100円	33,000円	13,200円	30,800円	17,600円
ホール②	12,800円	30,000円	42,900円	17,100円	40,000円	22,800円
ホール③	14,800円	34,600円	49,500円	19,800円	46,200円	26,400円
ホール④	17,800円	41,500円	59,400円	23,700円	55,400円	31,600円
ホール⑤	19,800円	46,200円	66,000円	26,400円	61,600円	35,200円
第1楽屋	550円	1,100円	1,650円	550円	1,100円	550円
第2楽屋	550円	1,100円	1,650円	550円	1,100円	550円
第3楽屋	550円	1,100円	1,650円	550円	1,100円	550円
会議室	200円（1時間につき）					

※ホール①：入場料0円、ホール②：入場料～1,000円、ホール③：入場料1,001～2,000円  
ホール④：入場料2,001～3,000円、ホール⑤：入場料3,001～

## 備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わないものとする。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 入場料を徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的でホールを使用する場合は、3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 会議室又は楽屋において、入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の3倍の額とする。
- ホールを専ら準備、撤去又は練習のために使用する場合は、この表に定める額の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 会議室において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合及び午前9時から午後1時までの場合は午前9時から午後1時までの、午後1時から午後6時までの場合は午後1時から午後6時までの、午後6時から午後10時までの場合及び午後10時後の場合は午後6時から午後10時までの使用料の額（備考5の適用がある場合は、その適用後の額）の1時間当たりの額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を加算した額とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

## 付属設備使用料

(江刺体育文化会館条例施行規則第 6 条)

設備名称	使用区分	入場無料	入場有料
放送設備	1 回につき	1,100 円	2,200 円
舞台照明設備	1 回につき	1,100 円	2,200 円
ピンスポットライト	1 回につき	1,100 円	2,200 円
ピアノ CFⅢ	1 回につき	4,400 円	4,400 円
音響反射板	1 回につき	2,200 円	2,200 円
冷房設備 (ホール)	1 時間当たり	3,080 円	3,080 円
暖房設備 (ホール)	1 時間当たり	2,750 円	2,750 円
冷房設備 (楽屋)	1 時間当たり	100 円	100 円
暖房設備 (会議室/楽屋)	1 時間当たり	100 円	100 円

### 備考

- 1 備品以外の器具、機材の持ち込みにより電気を使用するときは、1 キロワット当たり 1 回につき 110 円を別に徴収する。
- 2 使用回数は、ホール及び楽屋（以下「ホール等」という。）においては午前 9 時から午後 1 時まで、午後 1 時から午後 6 時まで及び午後 6 時から午後 10 時までをそれぞれ 1 回として計算し、ホール等以外の施設においては 4 時間までを 1 回、8 時間までを 2 回、8 時間を超える場合を 3 回として計算する。
- 3 使用する時間がやむを得ない理由により、あらかじめ許可された時間を超える場合は、その超える時間 1 時間までごとに、使用料の 100 分の 30 の額を徴収する。
- 4 この表により算出した使用料の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる、

## 使用料の減免

江刺体育文化会館条例第 11 条、江刺体育文化会館条例施行規則第 7 条及び奥州市公の施設使用料減免規定により、減額又は免除に該当する場合があります。

詳しくは申請の際にお問い合わせください。